



2023年9月1日

各 位

会社名 株式会社 タダノ
代表者名 代表取締役社長 氏家 俊明
(コード番号 6395 東証プライム市場)
お問い合わせ先 執行役員 吉田 耕三
(TEL 087-839-5601)

米国排ガス規制の緩和措置に関する当局との民事制裁金等の合意について

当社グループが米国にて輸入・販売した建設用クレーン車に搭載したエンジンが米国における排ガス規制緩和措置の要請を満たしていなかった可能性については2018年1月19日付「排ガス規制の緩和措置に関する米国環境保護庁への自己申告について」と題する公表文にてお知らせしたとおりです。

このほど米国当局（環境保護庁および司法省）との間で上記事案に関する民事制裁金の支払いおよび環境負荷低減プロジェクトへの資金供出について合意しましたのでお知らせします。株主および関係各位には多大なご心配ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。本件を厳粛に受け止め、再発防止・信頼回復に全力を注いでまいります。

1. これまでの経緯

米国環境保護庁は厳格化する米国のディーゼルエンジン排ガス規制に製造業者が柔軟に対応できるよう規制の段階的緩和措置（Transition Program for Equipment Manufacturers、以下「TPEM」）* を設けていました。

当社および米国子会社の Tadano America Corporation（タダノ・アメリカ／本社：米国テキサス州ヒューストン市）と Tadano Mantis Corporation（タダノ・マンティス／本社：米国テネシー州フランクリン市）ならびにドイツ子会社の Tadano Faun GmbH（タダノ・ファウン／本社：ドイツ・バイエルン州・ラウフ市）は、2011年から2017年にかけて当社グループが米国にて輸入・販売した製品の一部分がTPEMの要請を満たしていなかった可能性が判明したため、米国2社による米国環境保護庁への「自己申告」および独立性のある米国法律事務所による調査を行い、当局への報告を実施するとともに、当局と誠実な協議を続けてまいりました。

*TPEMは、年次報告などの指定条件を満たした場合、本来は適用される最も厳しい（レベルの）排ガス規制に適合しないディーゼルエンジンを搭載したクレーン車を、一定期間かつ一定数量まで米国内で販売することができる措置のことで、

2. 最終合意について

当社は、米国当局との間で、民事制裁金として4,000万USドルの支払い、環境負荷低減プロジェクトへの320万USドルの資金供出について合意しました。

3. 業績への影響について

本件に関する最終合意額は、過年度に全額 US ドルにて引当済みのため、今期業績に与える影響はありません。なお自己申告の時点およびそれ以降、北米では最も厳しい（レベルの）規制に適合するエンジンを搭載した建設用クレーンのみを販売しており、本件による販売への影響は生じておりません。

4. 本件発生原因と再発防止策について

当社グループでは 2011 年度以降、米国をはじめとする海外での売上高比率が高まり、急速にグローバル化が進展する中で、TPEM の法的要求事項を十分に満たさないまま、米国への輸入・販売を続けてしまっていました。当局からは本緩和措置によりタダノグループ全体に許容される販売台数の超過やグループとして提出が必要な年次報告の未提出等の指摘を受けました。

本件に関する調査の結果、タダノグループとして①規制情報の収集・理解が不十分であったこと、②日・米・独で個社が個別に対応し情報共有や連携ができていなかったこと、③実効性を高めるための組織体制や専門性を持った人財が不足していたことが主たる要因であったことが判明しました。

自己申告以降は、以下の対策を既にも実施しておりますが、今後もグローバルレベルで横串が通せるよう法令遵守のチェック機能を強化するとともに、更なる専門人財の採用強化等の諸施策をスピーディに進めて参ります。

<規制情報の収集・グループでの共有や遵守確認等のプロセス強化>

- ・日・米・欧を中心とした各国のエンジン規制等の製品関連の法的要求事項の調査・対応
- ・規制情報収集・確認の主管部署の明確化
- ・グループ内情報共有ルートの明確化
- ・「タダノグループコンプライアンス規程」の制定・運用
- ・海外子会社を含めた全グループ会社を対象とした「内部通報制度」の導入

<組織・人員等の体制強化>

- ・規制に関する専門知識や弁護士資格を有する人財の積極雇用
- ・ガバナンス体制強化に向けた組織の見直し
⇒コンプライアンス・オフィサー（CO）、コンプライアンス室の設置 など
- ・当社グループ「コアバリュー」の改訂（C+SQE：コンプライアンス・安全・品質・効率）と周知
- ・定期的なコンプライアンス教育の継続実施

以上